

学生の確定申告

春休み中の短期のアルバイト(派遣)で、一時的に月 11 万円程度を稼いだために、給与から所得税を差し引かれてしまいました。普段学校のある時期には単発程度のアルバイトしかしていないので、絶対に年間で 103 万円は超えていません。春休み中に差し引かれた所得税が戻ってくると聞き、派遣会社から源泉徴収票をもらうことになったのですが、所得税還付を受けるにはどのような書類や手続きが必要なのでしょうか。ちなみに実家通いなので、自分で社会保険等は負担していません。年金は学生なので免除されています。派遣会社には給与所得者の扶養控除等申告書は提出した記憶があります。(A.S 20 世田谷区)
(読売新聞より)

源泉徴収票等を添付して還付申告。還付申告は、確定申告の前でも提出できる

源泉徴収された税金が年間の所得について計算した税金の額より多いときは、確定申告をすることによって、納め過ぎの税金が戻ってきます。この申告を還付申告といいます。

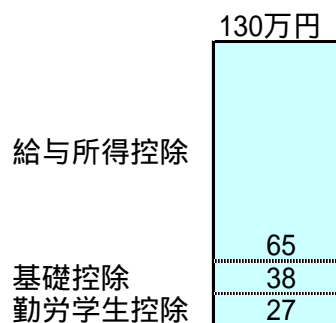
申告をする際には、給与の源泉徴収票が必要です。また、各種控除を受けるには控除証明書等の資料も必要になります。これらの書類をもとに申告書を記入し、源泉徴収票や証明書等を添付して提出することになります。

確定申告の期間は翌年 2 月 16 日から 3 月 15 日までの間ですが、還付申告書は、所得税が納め過ぎになっている年の翌年 2 月 15 日以前でも提出することができます。また、申告は提出できる日から 5 年間できます。申告書の提出先は、提出するときの住所地を所轄する税務署です。郵送での提出でもかまいません。

ご質問では、年間 103 万円は超えていないということです。その場合は基礎控除以外の控除を受けなくても税金はかかりませんので、源泉徴収票があれば申告できます。

またご参考として、所得控除の中に勤労学生控除というものがあります。所得税法上の勤労学生に当てはまる場合に受けられる所得控除です。控除できる金額は 27 万円です。勤労学生に該当するにはいくつかの条件がありますので、詳細は税務署等でご確認下さい。

(大串 恵子・税理士、CFP、社会保険労務士 2003 年 2 月 6 日)



(12/7)特定扶養控除を廃止、「配偶者」割り増し分も 自民税調が調整

自民党税制調査会（相沢英之会長）は6日、所得税の特定扶養控除と配偶者特別控除の割り増し分を原則廃止する方向で調整に入った。厳しい財政事情に配慮し、控除簡素化の流れを踏まえ、課税範囲を拡大する必要があるとの判断に傾いた。実施時期は今後詰めるが、2004年1月以降になる見通しだ。

ただ、低所得層への影響を懸念する公明党が難色を示しており、与党内の調整が難航する可能性もある。

特定扶養控除は教育費負担などが重い16歳以上23歳未満の子を持つ親の負担を軽減するため、通常の扶養控除（38万円）に25万円を上乗せする制度。廃止になれば、通常の扶養控除だけになる。